

福岡県建築都市部週休 2 日促進工事試行要領

1 目的

本要領は、福岡県建築都市部が発注する営繕工事及び県営住宅工事における週休 2 日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休 2 日

- ① 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4 週 8 休以上

- ① 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、暴風雨、積雪等による予定外の閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

(6) 受注者

福岡県を発注者とする工事請負契約書における請負者をいう。

3 対象工事

営繕工事及び県営住宅工事に適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

4 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日促進工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 月単位の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.04

② 通期の週休2日促進工事（4週8休以上） 1.02

(2) 積算及び変更方法

積算及び変更方法は次の①又は②のいずれかの方式を選択する。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第25条の規定に基づき行うものとする。

② 受注者希望方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を（1）②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における変更契約時に合わせて補正係数を（1）②に変更し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- （1）一般競争入札の場合：入札公告、入札説明書及び現場説明書
- （2）指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- （3）随意契約：現場説明書

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・受注者は、5（2）②受注者希望方式において、月単位の週休2日の取組を希望しない場合は、工事着手前に発注者に文書で報告する。
- ・発注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・監督員は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

② 工事着手後

- ・監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「実施工程表」を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された工事報告書等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため工事報告書等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、監督員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

- ・監督員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、発注者は受注者と協議する。

(2) 週休2日促進工事の見える化

受注者は、週休2日促進工事である旨を工事現場表示看板に明示する。

(3) モニタリングの実施

週休2日促進工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに工事完成日時点で受注者へアンケート調査を実施する。

(4) 工事成績評定

週休2日促進工事を実施した場合、取組状況に応じ加点評価を行う。

なお、受注者の責において、週休2日の実施ができなかった場合であっても、減点は行わない。

附則（30営設第5281号）

この要領は、平成31年2月15日から適用する。

附則（2営設第2396号）

この要領は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）が令和2年8月1日以降の工事について適用する。

附則（3営設5482号）

この要領は、令和4年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附則（6営設1714号）

この要領は、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。